

## 司法書士法教育ネットワーク第4回定時総会・記念研究会

ゆるやかに、気長に、楽しく5年間 ～法律専門家と学校・教師の対話～ (5-4)

2012年6月17日(日)午後1時30分～午後4時45分 京都司法書士会会館にて

登壇者： 小牧美江氏 司法書士 司法書士法教育ネットワーク事務局長  
竹中秀治氏 京都府立東稜高等学校教諭  
浅井 健氏 司法書士 司法書士法教育ネットワーク事務局次長  
平野次郎氏 司法書士 大阪司法書士会  
松本榮次氏 西宮市立上ヶ原南小学校教諭  
進行役： 古川百合香氏 司法書士 司法書士法教育ネットワーク事務局

(4)

### 司法書士と学校・教師の対話から生まれた実践紹介

#### その3：当ネットワークを通じた出会いと実践

古川 本日の実践報告の最後を締めくくっていただきますのは、兵庫県西宮市立上ヶ原南小学校の教諭で、兵庫教育大学連合大学院にも籍をおいておられ、当ネットワークの賛助会員でもある松本榮次さんです。松本さんのおられる上ヶ原南小学校では、2010年の1月～3月にかけて「法について考えてみよう」というテーマで、5年生全クラス、総合的な学習の時間、13時間を使って、法教育の授業に取り組みました。この実践をもとに提言をまとめられた法教育論文もお書きになり、法務省の平成23年度法教育懸賞論文において、日本司法支援センター賞を受賞されておられます。13時間にわたる授業を作りあげるにあたっては、様々な出会いがあったと伺っておりますので、そのあたりも含めていろいろお話ししていただけたらと思います。では、松本さん、よろしくお願いします。

松本 こんにちは。西宮市立上ヶ原南小学校の松本です。よろしくお願いします。司法書士と学校教師との「対話」から生まれた実践ということで、今日も福岡県司法書士会から原田大輔さん、金源成大さんにも来ていただいておりますが、またあとで、お話をきけるとおもいます。

(前の画面は)授業をしていただいているところで、これは原田さんにしているところなんです。当ネットワークを通じた出会いということで、ちょうど今から3年前、このネットワークの懇親会で、たまたま私が原田さんの隣になりました。話をしていたら、原田さんが「今、小学校の教材を作っているところです。」と言われたので、私は小学校の教師ですので、是非やってほしいというふうをお願いして、分かりましたと答えられました。その時は、久保山力也さん(注・青山学院大学大学院法務研究科助手)にもお願いしました。

約束してとりあえず帰ったのですが、まあ酒の席での話なので、本当にうまくいくかどうかはわかりませんでした。それで、実はもう計画しているので、是非お願いしますというメールをこちらから送りました。そうしたら是非、ということで、メールのやり取りが始まりました。

また、学校でも共通理解をしないといけないということで、学年会で提案をしたのですが、その提案した時の資料です。3枚目・4枚目のところで、これが学年会で提案したものです。まず、法教育とはなにかということから説明して、いろいろな本から引っ張ってきて、あとは授業計画を立てたものです。それで学年で共通理解をとりました。実際にしたのは2学期の終わりくらいだったのですが、学校でも(5年生は)3クラスでしたので、共通理解が大事でした。

総合的な学習の時間ですけれども、2010年1月より3月まで、5年生3クラス94名。「法について考えてみよう」ということで授業をしました。「身近な

法について考えることを通して、私たちの生活にとって、ルールが実際に必要であることに気づく」というのを授業のねらいにしました。

単元の展開は、ここ（資料）に書いてある通りです。

無人島ゲームというのは、法教育の実践集に載っているのですが、要するに無人島にたどり着いた時に、一体どんなことを実際するのかということですね。それを一人で流れついた場合と、複数の人で流れついた場合とは違うのじゃないかということで話し合いをするのです。複数で流れ着いた場合は、一週間たった時に、食べ物を取ってきたら、平等に分けるのか、食べ物を見つけて来た人に多めに分けるのかということで、意見が食い違いました。「やっぱりこれは平等に分けるべきだ」と言った子もいるし、「取ってきた人がちょっと多めにもらっても良いんじゃないの?」という子もいて、そこで討論になったのです。それで、その話し合いはいったい何をしているのだということになって、これは「ルールを決めているのじゃないか」ということになりました。

その次の「もしも、・・・がなかったら」というのはですね。信号機がなかったらとか、もし時間割がなかったらとかというようなことを考えます。もし時間割がなかったら、体育の時間に運動場に出て行っても、いろいろなクラスの子が運動場にたくさん出てきたりして大変なことになるのじゃないかということになりました。

3番目は、「法は何のためにあるのか?」という、これは私が勝手につけた題なんですけれども。これは「解釈のちから 紙芝居で学ぶ法教育」(注・福岡県司法書士会法教育推進委員会制作教材、下記サイト参照)、もう買われた方があると思いますが、こちらの本が出来上がりました。

<http://www.fukuokashihoushoshi.net/order/item/index.html>

この本が出来たのは、この数か月前の話です。授業を実施した時はまだこの本はなくて、とりあえずパワーポイントだけ送っていただきました。これでどう授業をされるのかなとか、どこに配置したらいいのかなとか、全体の授業展開の中で、真ん中あたりかなと考えて、ここに置きました。

ちょっと紹介させていただきます。江戸時代のころでしょうか、橋があるわけですが、川を渡る時に人々が生活のために橋を使っています。ところが、あるとき、村長が「この橋、馬は渡るべからず」というお触書きをあげます。それを村人が村長に聞きに行ったわけですが、「何でこんなお触書き、私たちの生活が困るじゃないか」ということで行くわけですが、行ったら村長さんは亡くなっていたということです。仕方なく、村人たちは話し合いをして、なぜ、あれを立てたのだろうかと考えます。ある人は、馬は糞をして橋を汚すからじゃないか、だから馬は渡ってはいけないのではないかと言います。またある人は、馬は重くて橋を壊すから、馬は渡ってはいけないのではないかと言います。あるいは蹴飛ばして人を落とす、そういういろんなことがあって、駄目だったのじゃないかと話し合いをするのです。そこでいったんパワーポイント・紙芝居を一回止めて、実際、馬とか仔馬とか、牛とか、人とかは渡れるのかと考えさせます。このお触書きがあるときにどうなのかということ、子どもたちに考えさせるのです。今は本にはこのようなプリントが付いていますが、考えるプリントを渡して、考えていくことになります。

ところが実際は、子どもたちはいろいろ考えていくのですけれども、村長さんの奥さんによると遺言が出てきて、その遺言を開けてみると、どんなことが書いてあったかという、「もし、私(村長)が死んだとき、この橋で馬が通れなかったら、みんな回り道をするだろう。その回り道をした時に、峠のところに茶店をするように。奥さんが茶店をしなさいと。みんなはそこで休んでいくから儲かって、そうすると奥さんの生活が成り立つだろう」というような遺言を残していたのです。これを聞いて「あなたたちはどう思いますか?」と、また、子どもたちに問いかけるという、こういった簡単な流れです。実際、大分省略しています

が、話の筋としてはこのようなものです。子どもたちは一生懸命予想をたてるのです。なぜこんなところを馬が渡れないのだろうか。だれも当たるはずがないのです。当たるはずがないから、また子どもたちは「何でなんだ」と、必死になって聴く。その後も必死になってどんどん食いついてくるんです。非常に優れた教材だと思いますけれども、こういう授業をかいつまんで紹介させていただきました。

(画面は)これは実際に授業をしている、私のクラスですけれども、子どもたちが一生懸命意見を発表しているところです。左側は、今回は50インチのテレビでパワーポイントの紙芝居を映しました。実際、子どもたちが班ごとに意見を考えているところです。重いからダメなら、牛と馬はだめだろうと。でも仔馬は渡れるのじゃないとかね、意見を考えているところです。理由によって変わってくるのじゃないかと。その意見を発表しているところです。どれが正しいのか。(画面は)久保山さんが授業をされたときは、黒板に書かれています。やり方がちょっと違っていています。これ(画面)も、考えている場面ですね。そういった形で授業をしていただきました。

4番目は、大阪法務局見学です。この大阪法務局見学は、3クラス受け入れるというのは法務局にとって初めてでした。大阪法務局もすごく力を入れてくださいまして、何回もメールでやり取りして打ち合わせを行いました。その結果、当日は3つのグループに分かれることになりました。3クラスなのでちょうどよくて、Aチーム、Bチーム、Cチームということで行きました。

(画面は)これは最初に集まっているところですが、大阪法務局の4階です。これは不動産登記課です。実際、登記の事務をやっている窓口の横のところで、不動産登記の説明してくださいました。子どもたちは大変熱心にメモをとっていました。(画面は)これは人権のところ。最後はキャラクターと一緒に写真を撮って、最後にお土産をたくさんもらって帰りました。

5つ目ですけれども、「運動場の使い方のルールを考えよう」ということで、子どもたちが、身近な問題を考えました。高学年の5・6年生の子どもたちが一番(運動場の)良い所を使ってドッジボールをやっていました。そうすると、低学年が使えないという問題がよくあったので、そのへんの課題をテーマとして話し合いました。どうすればいいかということのを班で考えて発表してもらうわけですが、運動場を分けてやればいいんじゃないかとか、曜日で分けたらいいんじゃないかとか、いろいろな意見を考えていました。

総合的な学習の時間でしたので、実際には結論を決めませんでした。これは提案して終わったということですね。授業は5年生の3学期でした。実際、子どもたちが6年生になってから、一番トップになったわけですが、4月の一番最初に、一番校舎に近くて、すぐに教室に帰れるところでドッジボールをやっていたのです。ところが、4月の第2週くらいになって、子どもたちが一番遠いところに行ってドッジボールをするようになったのです。私はそれを見ていて、走って行って子どもたちに「何でここにきたのか」ということを聞いたら、「低学年の子どもたちに譲ったんだ」と言うんですね。私は、やんちゃな子どもたちです。1週間か2週間したらすぐ忘れて続かないだろうと思っていたのですが、なんと1年続いたのです。結局、ルールとしては決めなかったけれども、話し合いをしたことには値打ちがあったのじゃないかと思いました。

法教育特別授業についての感想ですが、楽しかったとか、物語で楽しかったとか、ルールのことがよくわかったとか、そういうことが書かれていました。

特別授業の次の日に、私もびっくりしたのですが、(そんなことはめったに無いんですが、)保護者から連絡帳で「私もその授業と一緒に受けたかったです」という連絡をいただいて、ちょっとびっくりしたということもありました。

もっとも重要なことと私が思っていることですが、法教育の学習とか、法教育の思考過程そのものが、学校教育にとって必要な思考能力を養うものになってい

る、そういうことを示すことが、法教育を進めることにとって重要ではないかと思ひます。それを教師が実感して、学校生活を送るについて必要不可欠だと実感することが、法教育を進めていくことに必要になっていくと思ひます。

今回、福岡県司法書士会の方、あるいは大阪法務局の方とも、全部メールでやりとりをしました。6時間の特別授業の時には、前日に来ていただいて、神戸の方で打合せをし、当日も打合せをしました。当日授業がクラス終わるごとに感想を言い、また、夕方は場所を変えて反省会をし、メールでも反省会をしました。今回の報告をするにあたって、原田さんにも問合せをしました。あの時の3つの授業はそれぞれ違っていましたよね、説明しないといけないのですけどと言ったら、原田さんが、議事録から全部ひっくり返して、いろいろ調べてくださいました。あの3つの授業はどう違っていただけなのか再度調べてくださったのです。

最初の授業をしたクラスは、「今後この村をどうしていったらいい」のかと、政策論を聞いた授業と、2つ目は「このルールが正しいと思うか、正しくないと思うか」ということをメインにしているものと、3つ目は「解釈によって結論が違ってくるんだよ」と。要するに、「馬は渡るべからず」となっているけれども、その理由がたとえば重いから渡れないんだよという場合であれば、牛と馬は渡れないけれど、仔馬は渡れるという結論になるし、その理由によって答えが変わってくるのじゃないかなという解釈のことを中心にされた授業と、そういう3つに分かれていたのじゃないかなと思ひます。

ちょっと付け足しですけれども、今回、私は特別支援学級をこの4月から担任しております。この3月までは普通学級の担任をしておりまして、小学校2年生（の担任）だったので、ちょっと一度、終業式の前日に、ギリギリのところまで一回、紙芝居だしやってみようかなということで、実際に紙芝居を使ってやってみました。ですから、（画面は）先ほどのプリントを子どもたちが持っています。2年生の子どもたちが、先ほどの紙芝居を見て、これは班で考えているところですね。これは発表しているところです。子どもたちは2年生なので、ちょっと難しい部分があって、こういうような形で発表していたのですけれども、子どもたちはやはり、先ほどの紙芝居の場合ですね、たとえば子どもたちは「村長さんの奥さんがかわいそうだ」とか、それを守ってくれるんだからいいんじゃないの」という意見が、まだ2年生ですからありましたし、「いや、それはおかしいから考え直さなければいけないのじゃないの」ということで考えている子どもたちもいました。低学年ではちょっと難しい部分があったのじゃないかと思う部分もあったのですが、やはり子どもたちは紙芝居なので、それなりに楽しめて、考える機会ができたのかなと思ひています。

そういうことで、報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

古川

松本さん、ありがとうございました。では、ここで少しお時間いただきまして、今、松本さんの報告の中にもご紹介がありました、当ネットワーク賛助会員の福岡県司法書士会が製作されました紙芝居教材「解釈のちから」について、福岡県司法書士会の金源成大さんからご紹介をさせていただきます。金源さん、よろしくお願ひします。

金源

はい、福岡から来ました金源と申します。よろしくお願ひします。もう入口のところでお目に触れているかと思ひますが、今、松本さんのお話でありましたように、私たちはこの「解釈のちから」という教材を作りました。

これは先程、松本さんからのお話もあったのですけれども、完成するのに非常に年月を費やしまして。数年前に松本さんの学校で授業をさせてもらう時には、実は、大枠は決まっていたのですが、具体的にどのように結論をつけていこうかというところが全然未知数の状態で、見切り発車のような形でさせていただいたのを覚えています。その中で、授業を客観的に見ていただいた松本さんの方から、

視覚的にこういうのを使った方が良いんじゃないかとか、こういうふうの前に張り出して、結論が変わるのを体験していただいた方が良いんじゃないかとか、そういうアドバイスをいただいたのが、司法書士と教師との「対話」ということで、私は非常によく記憶しているところです。

それからすぐ教材も完成しませんで、やはりどういう形で授業をしていったら効果的なのかというのをずっと考えていまして。最終的には、こういう形で教材が完成したのですが、実際授業をさせていただいたというのが、教材完成への大きな進歩につながったものだと思います。

内容は、先程松本さんからお話があったとおり、物語が二転三転していくんですけども、消費者教育とはちょっとちがって、これをしたらダメだよとか、危険だよというものではなくて、目の前にある決まりと自分自身をどうやって折り合いをつけていくのか。これが解釈の非常に大切なところであって、さらに決まりを超えて、目の前にある事実と自分をどういうふうに折り合いをつけて生きていくのかというのを考えてもらうために、この教材が完成しました。ですので、現場で一生懸命「生きる力」と言ったら大げさになりますけれども、子どもたちに対して、こういうふうに大人も考えて生きているんだよということを伝えられるように、今、福岡の方でいろいろ授業をさせていただいているところです。

今日は、実際に教材を持ってきていて、中も見えていただくことができますので、お帰りの際にはぜひお手にとって中を見てください。そして、自分のところでも是非これをやりたいと、中に「学習指導案」ということで、見ていただいたら授業ができるようになっていきますけれども、具体的にどうしたらいいのか教えていただきたいということであれば、ご連絡をいただければきちっと対応しますので、今回、是非お手に取ってご覧ください。

今日はどうもありがとうございました。

古川

金源さん、ありがとうございました。

(5-5に続く)